## 主 文

本件を福岡高等裁判所に移送する。

## 理 由

本件再審請求は、結局前審における福岡高等裁判所の控訴判決の証拠となつた証人及び前審被控訴人(原告)の陳述が虚偽であるから、茲に民訴四二〇条七号に基き再審の訴を為すというに帰するものである。そして、同四二二条一項によれば、再審は不服の申立ある判決を為した裁判所の専属管轄に属するものであつて、当裁判所がさきにした上告判決は、被控訴審の事実認定を非難する論旨は上告理由に当らないものとして上告を棄却したものに過ぎないのであるから、本件再審の訴は民訴四二二条一項により不服の申立ある判決をなした裁判所である福岡高等裁判所の管轄に属するものといわなければならない。

よつて、同三○条に則り、裁判官全員の一致で、主文のとおり決定する。

## 昭和二九年三月一一日

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	真	野		毅
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	λ	江	俊	郎